

ヘイタイサンカズコハイツモオウチデオバアチヤマノオ
カタヲタイテイマス オウチデハネエヤガイナイノデア
サハイソガシイデスウチデハサザンカガサイテイマスワタ
クシハイツモゲンキデイマスヘイタイサンオダイジニ

ヘイタイサン オゲンキデスカ ワタクシモゲンキデス
ヘイタイサンハ オケガワナオリマシタカ モウヅツトセ
ンカラ オトウサマガリウマチデワタクシハイツモオカア
サントキマス

ヘイタイサンワタクシハマゴトヤヂヤングルオニナシ
テトモオモシロウゴザイマスオウチヘカヘルトウチノボ
オヤガカテワワタクシノカラダオツカマリマスデワサヨウ
ナラ

ヘイタイサン アタクシワセツツシニイキマシタ ソオ
シテオフネニ ノツテ アンビマシタソオシテ オヂチャ
マワ ヒコオキノケンキユデ オナクナリニナリマシタ
ソオシテオトウサマガセンソニイツテイラツシヤイマス

ヘイタイサン チケガハイカガデスカボクノオトオサマ
ノシツテイルヒトニサガワサントユウヒトガイマスソレダ
カラボクモンノヒトノマネテシテ ツミキデ ヒコオキチ
ツクツテアソンデイマス

ヘイタイサンオケガハキカバデスカ ワタクシモゲンキ
デス ヘイタイサンガ ハタライテキテクダサルトワタク
シモタスカリマス

關西保育大會建議案

關西代表十三名上京、去る十月十七日岡山市に於て開催せられた關西保育聯合大會に於ける建議案及び教育審
議會整理委員會案として新聞紙上掲載の幼稚園に關する四項目についての陳情書を掲げ、文部大臣その他關係當
局諸方面に面會陳情せられた。

その際の印刷物及該委員の案になる幼稚園令改正希望案は左の通りといふことである。

○建 議

昭和十三年十月十七日岡山市ニ於テ第四十三回關西聯合保育會ヲ開催致候處各地ヨリ幼稚園長保母並ニ幼兒教育關係者等壹千四百餘名參集シ慎重審議ノ結果左記事項決議仕候ニ付何卒決議ノ主旨ヲ御採擇相成様特別ノ御詮議賜リ度此段及建議候也

昭和十三年十一月十八日

關西聯合保育會代表

岡山市深砥幼稚園内 國富友次郎

吉備保育會

文部大臣 荒木貞夫 殿

記

第一、從來建議セシ左記事項ヲ速ニ實現セラレタキコト

一、幼稚園保母ノ教養程度ヲ小學校本科正教員ト同等以上タラシムルコト

二、幼稚園長及保母ヲ視學等ニ任用スルノ途ヲ開クコト

三、幼稚園長及保母ノ若干數ヲ奏任待遇トナスノ途ヲ開クコト

四、幼稚園保母ノ月俸額ヲ小學校本科正教員ニ準ゼシム

ルコト

五、幼稚園長及保母ニ對シ年功加俸ヲ給スルコト

六、幼稚園教育ヲ義務制トスルコト

第二、教育審議會委員會學制改革案中幼稚園ニ關スル事項

ニ付左記ノ通り實現セラレタキコト

一、幼稚園ノ設置ニツイテ一層獎勵ヲ加フルト共ニ特別

必要アル場合ハ簡易ナル幼稚園ノ施設ヲ認メルコト

A、「獎勵ヲ加ヘル」

1、市町村ヲシテ必ズ幼稚園ヲ設置セシメ義務制トスル

コト

2、公私立幼稚園ニ對シ國庫補助ヲナスコト

3、各師範學校ニハ必ズ幼稚園ヲ附設スルコト

4、教化團體及其ノ他私人ノ本令ニヨル幼稚園設立ヲ獎勵スルコト

B、「簡易ナル幼稚園ノ施設」

1、施設ノ簡易ニツイテハ保育内容ヲ低下セシメザルコト

ト

2、私立幼稚園ノ設置ニハ設立者ノ人格ヲ重ンジ苟モ營

利ニ互ルガ如キ嫌ナカラシムルコト

二、幼児ノ保育ニツイテハ特ニ其ノ保健竝ニ躰ヲ重視シテ之ガ刷新ヲ計ルコト

A、「保健」

1、專任ノ園醫竝ニ衛生婦ヲ設クルコト

2、室外保育竝ニ郊外進出ヲ一層盛ニシ以テ自然ニ親シマシムルコト

3、遊園ノ廣サハ一人一坪以下トナラザルコト

4、市町村ニハ必ズ乳幼児健康相談所ヲ設ケ發育、榮養竝ニ疾病ニ留意セシムルコト

B、「躰」

1、皇道精神ノ涵養ニ努メルコト

2、善良ナル性情ヲ涵養シ情操ノ陶冶ヲ計ルコト

3、幼児ノ純真ヲ害フコトナク國民的訓練ノ基礎ヲ養フコト

4、保健衛生生活ノ指導ヲナスコト

三、保姆ニツイテハ其ノ養成機關ノ整備擴充ニツムルコト

共ニ其ノ待遇改善ヲ計ルコト

A、「保姆養成機關ノ擴充」

1、文部省ニ保育專任ノ督學官ヲ置キ斯道ノ向上發達ヲ計ルコト

2、各府縣ニ女子師範學校ト同等以上ノ保姆養成機關ヲ設クルコト

3、女子高等師範學校ニ保育料ヲ設クルコト

4、幼稚園令施行規則第十條第二號以下ヲ削除スルコト

B、「待遇改善」

1、保姆ノ待遇ヲ小學校本科正教員ト同等以上タラシムルコト

イ、保姆ノ月俸額ヲ小學校本科正教員ニ準ゼシムルコト

ロ、園長及保姆ニ年功加俸ヲ給スルコト

2、私立幼稚園ノ保姆ノ待遇ヲ公立幼稚園保姆ニ準ゼシムルコト

3、幼稚園長及保姆ノ若干數ヲ奏任待遇トナスノ途ヲ開クコト

4、幼稚園ト家庭トノ關係ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ之ニヨリ家庭教育ノ改善ニ裨益セシメ併セテ幼稚園ノ

社會教育的機能ノ發揮ニ努メシムルコト 以上

○現行幼稚園令並ニ施行規則ニツキ括弧修正ノ通り御改正相成度候

幼稚園令

新たに加ふる分』
削除する分()

第一條 幼稚園ハ『皇道精神ニ基キ』幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

第二條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ幼稚園

ヲ設置ス(ルコトヲ得)『ベシ』

第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ルモノハ(三)『四』歳ヨリ尋常小學校就學ノ初期ニ達スル迄ノ幼児トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ(三)『四』歳未滿ノ幼児ヲ入園セシムルコトヲ得

第十一條 保母免許狀ハ地方長官ニ於テ保母檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國ニ通ジテ有效トス

保母檢定ハ小學校教員『幼稚園保母』檢定委員ニ於テ之ヲ行フ

幼稚園令施行規則

第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼児ヲ保育スベシ幼児ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副

ハシムベク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス。

常ニ幼児ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシムルコトヲ務ムヘシ『特ニ幼児ノ保健衛生ニ留意シ養護的訓練ヲナスヘシ』

第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戲、唱歌、觀察、談話、手技等ト(ス)『シ幼児ノ生活ニ基キ努メテ綜合的タルヘシ』

第三條 幼稚園ノ幼児數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百五十人マテニ増スコトヲ得

第七條 保母免許狀ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ之ヲ有セザル女子ヲ以テ保母ニ代用スルコトヲ得但シ保母免許狀ヲ有セザル者ノ數保母免許狀ヲ有スル者ノ(二)『三』分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ保母ノ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

一、小學校ノ本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

(一) 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ合格又ハ卒業後一年以上幼稚園ノ保育ニ從事シタル者

(二)、『二』專門學校入學資格ヲ以テ入學資格トスル學校ニ於テ(一)、『二』一年以上幼児ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

(四) 従前ノ規定ニ依リ保姆免許狀ヲ取得シタル者ニシテ三年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ從事シタル者

(五) 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適當ト認タル者

第十一條 保姆ノ試驗檢定ハ左ノ科目ニ就キ尋常小學校本科正教員ノ試驗檢定ノ程度ニ準シ之ヲ行フ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、兒童心理、教授法及管理法ノ大要

保育 育兒法、『幼兒衛生』、保育法、保育項目ニ關スル來項ノ實際

國語 普通文及小學校教科用ノ講讀、作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例

歷史 國史ノ大要

地理 地理ノ大要

圖畫 自在畫

手工 手工ノ大要

音樂、唱歌、樂器使用法
體操 體操、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁テ方、縫ヒ方、繕ヒ方

第十六條 前二條ノ場合ニ於テ園長ハ學校長ニ、保姆ハ正教員ニ、代用保姆ハ代用教員ニ準ス(但シ月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ、保姆ハ專科正教員ニ準ス)

第十八條 幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依リ(三)『四』歲未満ノ幼兒ヲ入園セシメルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ
一、敷地ハ道德上及衛生上害ナキ所タルコト

二、建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應ズル保育室、遊戲室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト

三、保育室ノ大サハ幼兒(五)、『三』人ニ付一坪ヨリ小ナラザルコト

四、遊園ハ幼兒一人ニ付(ナルヘク)一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト

五、保育用具、『運動用具』、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他『保健』衛生上ノ設備ヲ爲スコト

(三)『四』歲未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲナスヘシ